平成２７年（フ）第２００号
新潟市中央区東大通２丁目10番19号　産栄マンション201号
債務者　佐藤　政夫
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４５号
山梨県甲府市青葉町17番23号　ハイツ南甲府303
債務者　佐藤加代子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
岐阜県下呂市幸田1550番地　みのり荘寮11号室
債務者　今井　昌幸
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
兵庫県伊丹市東有岡３丁目59番地１　ヴィラ東伊丹402号、前住所兵庫県伊丹市行基町２丁目98番地１　ブリーゼ行基203号
債務者　倉橋　龍一
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
兵庫県川西市鴬の森町４番14号
債務者　戸田　栄次
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
兵庫県姫路市白浜町乙874番地
債務者　渡邊　幸子（旧姓平内）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１９７号
兵庫県姫路市的形町的形1475番地１　コンフォート的形203
債務者　溝田　恵理（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１９１号
奈良市佐保台西町98番地　コートヒルズ704号
債務者　栗原　博昭
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５７号
鳥取県鳥取市青谷町善田169番地の１
債務者　中尾　　滋
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２号
鳥取県倉吉市河北町47番地、旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後204番地23
債務者　森本　高志
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第６７号
鳥取県米子市錦町２丁目90番地　オークハイム202号、前住所鳥取県鳥取市国安110番地１県住28号
債務者　石田　和茂
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３７４号
広島県安芸郡海田町月見町４番32号
債務者　坂本　　彩
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２号
広島県三原市八幡町垣内1201番地
債務者　盛影　宜宏
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第５８号
愛媛県新居浜市篠場町10番32号、前住所愛媛県新居浜市船木甲3069番地の１
債務者　木村　　靖
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第７０号
愛媛県新居浜市江口町５番１号
債務者　岩崎　泰司
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第７１号
愛媛県西条市大町315番地１　廣栄ビル208号、前住所愛媛県西条市円海寺128番地３　浅造ヒルズ204号
債務者　中野　友惠
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
松山地方裁判所西条支部